【規程番号　神女短Ｖ－005】

他学科における授業科目の履修等に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子短期大学学則（以下「学則」という。）第 22 条の 5 の規定に基づき、本学の学生が他学科における授業科目を履修する場合の取扱いについて必要な事項を定める。

２　各学科の専門科目の中で、全学の学生が教養科目の単位として履修することができる科目については、別に定める。

（履修の許可）

第２条　本学が教育上有益であると認めた場合、学生は願い出て他学科において開設される授業を履修することができる。

（履修科目）

第３条　学生が他学科において履修することができる授業科目（以下「他学科連携科目」という。）は、教育上支障のない範囲内において当該学科の定めた授業科目とする。

（履修の手続）

第４条　他学科連携科目を履修しようとする者は、所定の手続きを経て履修の許可を得なければならない。

（単位の認定）

第５条　前条により履修した他学科連携科目は、学則第 24 条に定める卒業要件単位として認定することができる。

２　前項の規定にかかわらず、本学が必要と認める授業科目にあっては、自由科目として単位を認定し、卒業要件単位に含まないものとする。

（履修の取消）

第６条　他の学生に迷惑の及ぶ行為のあった場合、その他履修に支障があると判断した場合は、当該授業科目の履修を取り消すことがある。

（規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。